

## 小委員会交渉議事録

- 1 日 時：令和6年9月25日（水）午後4時55分～5時10分
- 2 場 所：上本町共通会議室1
- 3 議 題：時間外労働及び休日労働について（36協定の締結）
- 4 出席者：局 側：総務部長 他6名  
組合側：委員長 他7名

### 5 内容

（局）

36協定の提案に先立って、令和5年度及び6年度に発生した未払い残業の現状について説明させていただく。

未払い残業については、令和6年6月24日の36交渉の場において令和6年2月に判明した設備保全センターにおいて発生した内容について説明したところであるが、設備保全センターにおける未払いの発生原因の1つとして、令和5年9月から10月までにかけて実施した未払い残業に関する全体調査が適切に実施されていなかったことがあったことを踏まえ、局内において未払い残業に関する再調査を6月に行ったところ、新たに水質管理研究センターにおいて未払い残業が確認された。

今回、新たに確認された水質管理研究センターにおける未払い残業について、確認された時間及び理由、未払い残業により発生した36協定違反の有無について、現時点における整理内容を説明させていただく。

まず、水質管理研究センターにおいて、確認された未払い残業となった職員は1名であり、その実施時期は令和6年5月の3日間で約7時間であった。なお、本未払い残業に伴い、36協定違反となる事実はなかった。

続いて、未払い残業が行われた理由についてであるが、実施した職員は、令和6年4月に水質管理研究センターに配属され、業務の全体像が把握できないまま各課や他事業体との調整業務などにより繁忙となり、時間外勤務が増加傾向にあった。こうした中、管理職として、ノー残業デーや超過勤務の所属目標などの取組みを遵守しなければならないと考え、また、時間外勤務として処理すると所属に迷惑がかかると誤解し、未払い残業に至ったものである。

一方、水質管理研究センターにおける労務管理体制については、令和6年度の組織改編により体制が変更となったものの、令和5年度までの取扱いを継続し、業務管理を行う職員と勤怠管理を行う職員が異なる職員となるなど労務管理上問題がある状況となっていた。

このような状態であったことから、水質管理研究センターにおいて未払い残業を発生させることとなった。

なお、未払いとなっていた時間外勤務にかかる超過勤務手当については令和6年8

月定例給与で支払い済みである。

再発防止策を含む最終的な報告については、水質管理研究センターの分析を踏まえ、改めて説明させていただくので、今しばらくお時間をいただいたいと考えているため、ご理解いただきたい。

(組合)

只今、当局から本年5月に、水質管理研究センターにおいて発生させた未払い残業について説明があった。

所属が、超過勤務の削減を目標とすること等で、業務が繁忙になっている職員に対して、残業をすれば所属に迷惑がかかるという、プレッシャーを与えている状況があるのではないかと、また組織改編を行い、労務管理体制が変更されているのに、労務管理上問題がある状況になっていたとは、本末転倒ではないか。

この間、当局として、各所属長に対し、業務管理及び労働時間管理の徹底と、未払い残業を絶対に発生させてはならないと再認識するよう周知してきたことは、都度、情報提供されているところではあるが、今回の調査では、これまでの調査漏れでは無く、今年度、新たに未払い残業が発生したことが発覚している。

今回の件をみると、これまでの調査のあり方や各所属長への周知も含めて、本当に全所属に対して、未払い残業すること、させること自体が大変大きな問題であることを認識させることができているのか疑問であり、当局として、この問題に真摯に取り組んでいるとは到底思えず、非常に遺憾である。

未払い残業については、これまでも当局から散発的に状況に関する説明を受けているが、全体を通してなぜここまで発生させることとなったのか、その原因分析と再発防止策など、十分な説明をお願いしたい。

これまでも再三申し上げてきたが、労働組合としては、前回の労働基準監督署に調査に入られ指摘されたことが局として改善に繋がっていないことに怒りを覚える。また、未払い残業が複数回にわたって複数の所属で確認された状況を考えると、職制として労務管理の責任を理解していないのではないかと、発生後に当局として実施している是正措置が機能していないのではないかと感じる。

未払い残業が放置されていると言うことは、所属において業務量と人員が適切に把握されておらず、これまでの機構改革や業務見直しにおける人員削減の影響に対する局判断の誤りがあったのではないかと。業務管理や労働時間管理が適切に実施されていれば、このような事態は発生していなかったのではないかと。

当局として、未払い残業の全容を解明し、二度と発生させないための取組みに注力いただきたい。

(局)

現時点では、令和6年度に発生した水質管理研究センターにおける未払い残業の実施理由や背景などについて整理しているところである。未払い残業については、職員がおかれている労働環境など様々な要因があると考え、職員が未払い残業を行った経緯や原因を踏まえ、根本的解決に努めてまいりたい。

(組合)

働く側として、局や自分に不利益が生じないように、心がけた結果、隠れて残業を実施してきた場合もあったと思うが、そういった職員の意識の改善も含めて労働時間や業務管理を行うのが責務であり、実態を放置してきた局側に責任がある。時間外勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進なども必要であるが、状況として、ICTの進展やテレワークの普及などにより、勤務時間外に業務が可能な環境があることを踏まえ、時間外勤務についての職員の意識の改善に加え、これまで以上に適正な労働時間管理が必要である事を肝に銘じていただきたい。

また、前回の36協定の交渉の場において、組合として、未払い残業撲滅に対しての強い覚悟を述べさせていただいた。その思いは、もちろん変わっておらず、繰り返しになるが、今後、局の再発防止対策では、真の未払い残業の解決に繋がらないと判断した場合は、組合として必要な措置をとらせていただくことになる。

当局として、相当の覚悟を持って対応いただきたい。

(局)

令和5年度から令和6年度にかけて判明した未払い残業の原因分析を行うとともに、二度と発生させないとの強い決意をもって、再発防止に向けて取り組んでまいり。

それでは、ただ今より、「時間外労働及び休日労働について」の交渉を始めさせていただきます。

今回は協定期間を10月1日から12月31日までの3か月間とした36協定を提案させていただきます。なお、新たに締結する36協定及び変更点等については、事前に本部書記長あてに写しを情報提供している。また、今回の10月1日から12月31日までの協定書と10月分との相違点については、全ての所属において情報提供を終えている。

<協定書手渡し>

(局)

それでは、協定書の主な変更点について説明させていただきます。

経理課における10月分の協定について、予算編成業務等による繁忙時期であることから、上限時間を80時間とする特別条項付協定とさせていただきたいと考えている。

総務課、お客さまサービス課南部方面営業担当においては、区民祭りの対応に係る休日労働の人数を変更している。

なお、人事異動による職員の増減、退職や臨時的任用職員の採用等に伴う労働者数の修正、単なる記載ミス、様式の体裁を整える等の変更については、説明を省略しているので、よろしく願いたい。

協定書の変更点については、以上説明したとおりである。それでは、10月から12月までの36協定について労働組合のご意見を伺いたい。

## <協 議>

### (組合)

協定書の変更点について、先ほど説明を受けたところであるが、例年の事ではあるが、経理課においては、予算編成業務等による繁忙時期である事から10月の上限時間を80時間とする特別条項付協定の締結を提案されている。これまでも申し上げてきたことではあるが、業務の性格上、ピークがある事は一定理解するが、これに甘んじることなく、引き続き、少しでも職員の負担を軽減する方策を検討する事をお願いしておく。

協定の変更内容については以上であるが、次に、勤務労働条件に関わる事項として、先に情報提供いただいた今年度の夏季休暇の取得状況について当局の認識を確認しておきたい。

### (局)

夏季休暇については、令和6年9月20日時点で、残日数が3日の職員が10名、2日の職員が53名、1日の職員が278名となっており、昨年度の9月19日時点のデータと比較すると、残日数が4日の職員が5名、3日の職員が14名、2日の職員が118名、1日の職員が327名と、大きく改善しており、全体の取得率としては約93%となっている。当局としても、職員が夏季休暇を取得できるよう、令和6年9月18日付け各所属長あて夏季休暇の取得促進及び休暇を取得させるため必要な業務上の措置を実施するよう通知したところである。引き続き、夏季休暇などが取得しやすい環境作りのため、必要な措置を実施してまいらる。

### (組合)

総務局においては、業務上やむを得ない場合の対応として、6月中及び10月中の夏季休暇の取得を認めているところであるが、当局においては、これまでも7月から9月までの間での取得率も概ね100%となっていることから、夏季休暇の趣旨を踏まえ、7月から9月までの間に完全取得できるよう、取得促進及び必要な措置をお願いしておく。

私からは以上です。

(組合)

それでは、今回の協定書については、経理課における予算編成事務に関して、特別条項として上限を 80 時間とすることを含め、全体の締結を確認する。

(局)

10 月から 12 月までの 36 協定について、ご了解いただき、お礼申し上げます。

また、この間、複数所属において労務管理の不備等の理由により、未払い残業を発生させることとなったことについて、改めて謝罪させていただく。

それでは、所定の事務手続きを行った後、労働基準監督署へ届け出たいと考えているので、よろしく願います。

冒頭、職員課長より説明申し上げたが、現在調査を行っている未払い残業については、局全体の状況が確認でき次第、改めて説明させていただく。

(局)

本日の交渉はこれで終了する。